

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：松田町下水道事業特別会計

事業名	下水道事業		
事業開始年月日	昭和56年1月13日	地方公営企業法の適用・非適用	□適用 ■非適用
団体名	松田町	職員数(H24.4.1現在)	4名
構成団体名	-		
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上 (年度)		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

## 2 財政指標等

資本費	231円（平成20年度）	財政力指数	0.77（平成21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）		財政力指数（臨財債振替前）	
経常収支比率（%）	97.6（平成20年度）	実質公債費比率（%）	9.2（平成21年度）
		将来負担比率（%）	105.0（平成20年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： ]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	松田町下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成24年度～平成28年度
計画策定責任者	松田町長 島村 俊介
既存計画との関係	松田町下水道事業経営健全化計画（「当初計画」平成19～23年度）の延長
公表の方法等	町ホームページへの掲載
基本方針	松田町下水道事業経営健全化計画（当初計画：平成19～23年度）に基づき下水道事業の健全化に資するため、具体的な計画目標等を定めた当初計画を踏襲した延長計画を策定する。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	107,718.6	109,758.0	104,547.5	15,818.7
	補償金免除額	27,849.5	24,238.9	26534.2	1113.5
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	公共下水道事業債	101,474.0	95,558.6	95,615.3	11,984.1
	酒匂川流域下水道事業債	6,244.6	14,199.4	8,932.2	3,834.6
	合 計 (A)	107,718.6	109,758.0	104,547.5	15,818.7
「繰上償還」のうち 「再掲」の区分					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
「繰上償還」のうち 「再掲」の区分					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	公共下水道事業債			2,775.7	2,775.7
	合 計 (A)			2,775.7	2,775.7
「繰上償還」のうち 「再掲」の区分					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企

る病院事業債、過疎代行業業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容														
財務上の特徴	<p>松田町の公共下水道事業は昭和49年に都市計画決定、同55年に下水道の事業認可を得たものです。</p> <p>その後、順次整備を進め、平成元年に供用開始となり、現認可区域内の整備率は89.6%となっております(平成23年度末現在)。</p> <p>整備財源として起債を発行しておりますが、その償還財源は一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない経営状況にあり、公債費負担は平成24年度にピークを迎え、今後、順次遞減傾向を示しますが、一方、維持管理費及び耐震化対策経費の負担増が予想されるところであります。</p> <p>当町の使用者分布は、一般家庭がその9割を占めており、昨今の人口減及び節水型機器の普及等、節水思考の広まりから、改定率通りに使用料収入は伸びないことが懸念されます。</p>														
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">課 題 ①</td> <td style="padding: 5px;">下水道使用料の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">使用料の原則の観点(雨水公費・汚水私費)から、適正な下水道使用料の見直しが必要。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">課 題 ②</td> <td style="padding: 5px;">下水道事業の経費の節減</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">下水道経営の効率化を図るために、維持管理費等のコスト削減が必要。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">課 題 ③</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">課 題 ④</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">課 題 ⑤</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	課 題 ①	下水道使用料の適正化	使用料の原則の観点(雨水公費・汚水私費)から、適正な下水道使用料の見直しが必要。		課 題 ②	下水道事業の経費の節減	下水道経営の効率化を図るために、維持管理費等のコスト削減が必要。		課 題 ③		課 題 ④		課 題 ⑤	
課 題 ①	下水道使用料の適正化														
使用料の原則の観点(雨水公費・汚水私費)から、適正な下水道使用料の見直しが必要。															
課 題 ②	下水道事業の経費の節減														
下水道経営の効率化を図るために、維持管理費等のコスト削減が必要。															
課 題 ③															
課 題 ④															
課 題 ⑤															
留意事項															

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%)											
料金回収率※	45.2	44.9	44.4	42.1	41.6	44.1	49.3	49.6	49.7	50.6	
資本費 (円又は%)	226	231	230	237	241	247	245	243	241	235	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	61.2	48.9	61.2	54.3	51.6	26.4	51.9	50.9	49.4	48.8	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	56.3	63.0	56.0	51.9	50.6	47.4	42.9	41.4	39.5	37.4
	うち基準内繰入金 (%)	38.9	47.4	56.0	26.2	25.9	25.1	22.9	22.5	22.2	21.3
	うち基準外繰入金 (%)	17.3	15.2	0.0	25.7	24.7	22.3	20.0	18.3	17.3	16.1
	資本的収入分 (%)	48.9	21.1	57.1	68.8	70.6	25.6	66.3	66.8	64.0	60.9
	うち基準内繰入金 (%)	12.1	7.1	13.7	49.4	50.8	18.4	51.9	52.9	50.0	49.3
	うち基準外繰入金 (%)	36.8	14.0	43.5	19.4	19.8	7.2	14.4	13.9	14.0	11.6

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	町では定住化促進事業を実施しておりますが、今後も多くの人口増は困難であり、横ばい若しくは若干の減少を予想しております。よって、有収水量増による使用料収入の増加を見込むことは困難であります。使用料改定を平成24年度中に実施することから、改定による収入増を確保していきます。また今後、定期的な料金改定も求められていることから、使用料回収率等の経営指標を考慮した料金設定を検討していきたいと考えております。
2 他会計繰入金の見込み	他会計繰入金(A)は、起債の元利償還経費(B)に充当しており、近年(平成20-22年度3箇年平均)のこの割合81%(A/B)となっています。今後、元利償還金は通減傾向を示すこと及び平成24年度途中実施の「使用料改定による増収」と重なり、他会計繰入金は減少傾向を示すと考えています。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	現下水道認可区域内の整備率は高進捗であります。今後、山間部の排水処理事業の計画実施等については、現状では確定していないため、本収支の見通し策定にあたっては考慮しておりません。また、資産売却等に項目については該当ありません。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	下水道事業債(特別措置分=C)の発行可能額は減少傾向を示していますが、資本費平準化債(D)の新規発行により、従前のCの発行額と同額を確保するとしたことです。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		（計画前5年度）	（計画前4年度）	（計画前3年度）	（計画前々年度）	（計画前年度）	（計画初年度）	（計画第2年度）	（計画第3年度）	（計画第4年度）	（計画第5年度）		
		（決算）	（決算）	（決算）	（決算）	（決算見込）							
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	208	243	206	183	174	175	175	169	162	155		
	(1) 下 水 道 事 業 (B)	91	90	90	88	86	92	100	99	98	97		
	ア 料 金 収 入	91	90	90	88	86	92	100	99	98	97		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他												
	(2) 営 業 外 収 益	117	153	116	95	88	83	75	70	64	58		
	ア 他 会 計 繰 入 金	117	153	116	95	88	83	75	70	64	58		
	イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	196	186	176	167	159	155	147	142	136	130		
	(1) 営 業 費 用	73	72	68	67	65	66	66	66	66	66		
ア 職 員 給 与 費	7	7	7	7	7	8	8	8	8	8			
ウ ち 退 職 手 当													
イ そ の 他	66	65	61	60	58	58	58	58	58	58			
(2) 営 業 外 費 用	123	114	108	100	94	89	81	76	70	64			
ア 支 払 利 息	117	109	100	95	88	83	75	70	64	58			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
イ そ の 他	6	5	8	5	6	6	6	6	6	6			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	12	57	30	16	15	20	28	27	26	25			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	190	308	168	170	177	511	187	193	200	207		
	(1) 地 方 債	69	224	60	50	52	380	63	68	72	81		
	資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	22	22	22	22	22		
	(2) 他 会 計 補 助 金	93	65	96	117	125	131	124	125	128	126		
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(5) 国（都道府県）補助金	25	18	11	3	0	0	0	0	0	0		
	(6) 工 事 負 担 金	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2 資 本 的 支 出 (G)	209	361	202	194	194	528	214	219	225	230		
	(1) 建 設 改 良 費	65	50	40	24	16	20	24	29	33	42		
	ウ ち 職 員 給 与 費	7	7	7	5	5	6						
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	144	311	162	170	178	508	190	190	192	188		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 19	△ 53	△ 34	△ 24	△ 17	△ 17	△ 27	△ 26	△ 25	△ 23			

(単位:百万円, %)

区 分	年 度									
	平成19年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成23年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 7	4	△ 4	△ 8	△ 2	3	1	1	1	2
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	20	13	17	13	5	3	6	7	8	9
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	13	17	13	5	3	6	7	8	9	11
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支										
黒 字 (P)	13	17	13	5	3	6	7	8	9	11
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )										
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	61	49	61	54	52	26	52	51	49	49
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	91	90	90	88	86	92	100	99	98	97
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	2,807	2,720	2,618	2,498	2,372	2,244	2,117	1,995	1,875	1,768

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成19年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成23年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	117	153	116	95	88	83	75	70	64	58
うち 基 準 内 繰 入 金	81	116	116	48	45	44	40	38	36	33
うち 基 準 外 繰 入 金	36	37	0	47	43	39	35	32	28	25
資 本 的 収 支 分	93	65	96	117	125	131	124	125	128	126
うち 基 準 内 繰 入 金	23	22	23	84	90	94	97	99	100	102
うち 基 準 外 繰 入 金	70	43	73	33	35	37	27	26	28	24
合 計	210	218	212	212	213	214	199	195	192	184

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		<p>第一次松田町定員適正化計画(計画期間:平成17年～21年度)を定め、総職員数では、この間で9名[125名→116名]の減を行いました。</p> <p>現在は、第二次定員適正化計画(計画期間:平成22～26年度)期間中であり、平成27年4月1日の職員数を106名とする目標を定めています。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>&lt;給与構造の見直し&gt; 給与構造改革は平成18年度に実施済。また、管理職手当の定額化を平成21年度実施済。</p> <p>&lt;地域手当等の在り方&gt; 平成18年度から順次逡減(18年度:10→6% 19年度4% 20年度:4% 21年度2%)させ、22年度から本制度を廃止しました。</p> <p>&lt;特殊勤務手当&gt; 当該特別会計については、本手当の支給該当者はおりません。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>当該特別会計については、技能労務職員の該当はおりません。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<p>&lt;退職手当の支給水準&gt; 当町は神奈川県市町村職員退職手当組合の構成員であり、組合が給与構造改革に伴い平成18年度に制度見直しを行い、見直し後の制度を適用しています。</p> <p>&lt;退職時特別昇級制度&gt; 対象なし。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方		<p>&lt;健康保険組合関係&gt; 当町は神奈川県市町村職員共済組合の構成員であり、負担割合は、事業主(町):組合員=1:1となっています。</p> <p>&lt;互助会等への負担&gt; 当該特別会計では、互助会等への福利厚生事業の事業主負担は行っていません。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	<p>維持管理経費等の経常経費の見直しや、コスト縮減・合理化に努めておりますが、今後も他団体の事例調査等を行い、先進事例(縮減策等)が反映が出来ればと考えています。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>現状では諸制度の活用を検討しておりませんが、他団体の導入事例等の調査研究は継続実施していきたいと考えています。</p>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		料金水準については以下参照。 なお、売却可能資産の処分等については、該当資産がないことから収入確保には至りません。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	<料金水準> 平成24年度に平均改定率20%の改定を実施。改定後1,596円(20㎡/1月)。 総務省公表の「平成22年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」に基づく、類似団体の同数値は1,812円であり、現状の料金設定は低位である。 <今後の取組> 各種経営指標等を参考とした料金適正化及び使用者の過度な負担増を避ける観点からの段階的な引上策を課題とし、必要に応じ料金の改定を検討したい。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		従前から、財務状況等については、町広報及びホームページで公表しています。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、実質赤字比率等の各種健全化判断比率の算定を平成19年度決算から実施し、町議会への報告及び広報誌への掲載等の情報公開を実施しています。
○ 行政評価の導入		行政評価の導入には現在のところ至っておりません。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	第二次定員適正化計画の基本的考え方「効率的な組織の見直しや人員配置及び臨時雇用職員などの適切な活用等」に基づき、定員管理を推進する(課題②)。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	料金適正化については町としても重要課題として認識しており、平成24年度に平均改定率20%の改定を実施。今後も経営指標等を活用しながら、使用料改定の検討を行う。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	下水道使用料の見直し等により、一般会計からの基準外繰出金の通減に努め、基準外繰出しの解消を図る(課題①)。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画前年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画初年度)	平成25年度 (延長計画第2年度)	平成26年度 (延長計画第3年度)	平成27年度 (延長計画第4年度)	平成28年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計	
収入の確保	①	下水道事業	10,398	10,401	10,401	10,401	9,766	9,759	△ 639	9,802	9,845	9,888	9,931	9,974	215	
		水洗便所設置済人口(人)	8,558	8,632	8,672	8,597	8,549	8,632	74	8642	8652	8662	8672	8682	50	
		水洗化率(%)			83.0%	83.4%	82.7%	87.5%	88.5%	1	88.2%	87.9%	87.6%	87.3%	87.0%	△ 0
		有収水量(m)	1,070,028	1,070,292	1,057,941	1,068,497	1,052,753	1,045,396	△ 24,632	1034942	1024592	1014346	1004202	994159	△ 61,381	
	②	使用料単価(円/m)	85.2	84.6	85.2	83.8	83.6	82.4	△ 2.7	88.9	97.6	97.6	97.6	97.6	15	
		(使用料収入/有収水量)			△ 0.6	0.6	△ 1.4	△ 0.2	△ 1.2	6	9	0	0	0	0	
		料金改定率(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	③	取納率(%)	98.8	98.5	98.8	98.1	97.9	97.8	△ 1	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	0.2	
		(現年度収入分)		△ 0.3	0.3	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.1		0.2	0.0	0.0	0.0	0.0		
	④	その他( )														
	経営の効率化	⑤	管理運営費(千円)	336,093	339,673	338,635	338,032	337,394	336,699	606	348,080	337,743	332,743	328,743	319,743	△ 20,686
			処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	32	33	33	32	35	35	2	35	34	33	33	32	△ 3
		⑥	汚水処理原価(円/m)	299.6	188.2	189.5	189.6	198.7	197.8	△ 101.8	198	198	195	195	192	△ 5
			(汚水処理経費/有収水量)		△ 111.5	1.4	0.0	9.1	△ 0.9		1	△ 1	△ 3	0	△ 3	
汚水処理原価(維持管理費)(円/m) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)			72.8	73.6	70.9	68.9	67.7	66	△ 5	66	66	65	65	64	△ 3	
⑥		その他( )			△ 28.6	70.9	△ 1.9	△ 1.2		△ 2	△ 1.9	△ 1	0	△ 1		
M		使用料回収率(%) (E/K×100)	28.4	44.9	44.9	44.2	42.1	41.7		44.8	49.3	50.1	50.0	50.7		
	累積欠損金比率(%) (実績値)	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0			
	企業債現在高(百万円)		2,819	2,745	2,623	2,486	2,344		0	0	0	0	0			
	延長計画の目標値		2,807	2,720	2,618	2,498	2,372		2,244	2,119	2,003	1,887	1,783			

(単位:千円・百万円)

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	91,116	93,530	93,530	121,800	122,100	122,300	83,310						
		改善効果額					27,770	27,770	27,770						
		①有収水量の増加													
		②使用料の適正化													
		③取納率の向上													
		その他④( )													
		改善効果額													
経営の効率化	改善効果額	管理運営費	336,093	339,324	333,386	327,860	328,026	326,394							
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	18,379	14,207	14,258	14,300	14,300								
	⑤職員給与費の適正化														
	維持管理費(上記以外)の適正化														
	その他⑥( )														
		改善効果額							0						
当初計画改善効果額 合計									83,310						

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

(単位:千円) 百万円

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入					87,988	86,150		92,000	100,000	99,000	98,010	97,029
		改善効果額												
		①有収水量の増加												
		②使用料の適正化												
		③収納率の向上												
	その他④													
	改善効果額													
	経営の効率化	管理運営費					342,085	341,681		348,080	337,743	332,743	328,743	319,743
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの					11,459	12,154		12,489	9,654	9,654	9,654	9,654
		改善効果額									2,500	2,500	2,500	2,500
		⑤職員給与費の適正化												
		維持管理費(上記以外)の適正化									5,224	5,224	5,224	5,224
		資本費支弁職員の減(1名)												20,896
		資本費支弁職員の代替職(1名)(臨時職員の活用)									△ 2,724	△ 2,724	△ 2,724	△ 2,724
	その他⑥													
改善効果額														

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

延長計画改善効果額 合計 A	10,000
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 B	70,000
A + B	80,000
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	78,623

2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)

3 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)

4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成22年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口…………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口…………… 10表01行12列
- ・有収水量…………… 10表01行52列
- ・管理運営費…………… 32表02行13列
- ・汚水処理原価…………… (32表02行14列)÷(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)…… (32表01行44列)÷(有収水量)
- ・使用料収入
- 法適用事業 = 20表01行03列
- 法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
- 法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
- 法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 B」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方 …… 平成24年10月1日施行で20%の使用料改定を行ったところであるが、今後も定期的な使用料改定が肝要であると考えている。その際には、全国的な指標を参考としながら、改定を検討したい。
- 民間委託の取組状況
- その他に記入された項目に関する取組等